

6.12.15
3377

八時官労働制即時実施
令引暴力臨時制夜即時廃止
其他数項

解決事項

現在給料六分三相当の金額を全従業員に付与し除く金額
を算給す

一 解雇手当の場左月坐場五年未満二割三ヶ月分より五年
以上毎二ヶ月分算給す

一 工場事務状態、職工、技術勤務状態等手合の都合に依り
適宜算給す

労働時間八時官とす
其他数項等

法人協賛會

④ 太平洋運輸株式會社外三連運店争議 (三三三三三)

横浜市中区
会社内
仲通リ五、五七 市田番長倉庫株式

労働者 三七二名

労働者 二七六名

十日ヨリ運賃約六分下下十日日費表に各二因り労働者側
ハ全運賃労働者側ヨリ給與、運賃ヲホメテ十日二日争議ヲ
遂起セントルガ今十五日労働者側見 交渉ノ結果同場解決セリ

要木事項

運賃六分値下取消

解決事項

小箱運賃 三厘減額

大箱 一厘減額